

神奈川県退職者キャリアバンク実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県職員の退職管理に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する神奈川県退職者キャリアバンク（以下「キャリアバンク」という。）の整備及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャリアバンクの設置)

第2条 総務局組織人材部人事課（以下「人事課」という。）内にキャリアバンクを設置する。

- 2 キャリアバンクは、地方公務員法第38条の2第1項に規定する職員（警察法第56条の2に規定する特定地方警務官を含む。以下同じ。）のうち定年、勸奨、自己都合（60歳に達した日以後に退職した職員に限る。）、任期満了又は応募認定（国家公務員退職手当法第8条の2第5項に基づく認定を受けたものをいう。）により退職する職員（退職した者を含む。以下「県退職者」という。）を対象とする。
- 3 キャリアバンクの運営に係る庶務は、人事課において処理する。ただし、各局総務室、会計局会計課、企業局総務室及び教育局総務室（以下「総務室等」という。）並びに人事課長が指定する職にその一部を行わせることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、教育委員会職員については教育局総務室において、警察本部職員については警察本部警務部警務課において庶務を行うものとする。ただし、人事課にその一部を行わせることができる。
- 5 前項に規定する場合において、次条及び第6条中「所属長及び総務室等」とあるのは「所属長」と、次条、第4条及び第6条中「人事課」とあるのは、教育委員会職員に関しては「教育局総務室」と、警察本部職員に関しては「警察本部警務部警務課」とそれぞれ読み替えるものとする。

(人材情報の登録)

- 第3条 県退職者は、地方公務員法第6節の2、職員の退職管理に関する条例及び要綱の規定を理解したうえで、人材情報の登録をすることができる。
- 2 人材情報の登録を希望する県退職者（以下「人材情報登録者」という。）は、人材情報登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、所属長及び総務室等を経由して、別に定める期日までに、人事課に提出するものとする。
 - 3 登録期間は、人材情報登録申込書（様式第1号）が提出されてから1年間とし、再就職が内定した場合は随時抹消することとする。

(求人情報の登録)

第4条 県退職者を採用する意向のある営利企業及び営利企業以外の法人その他の団体（以下「求人団体等」という。）は、地方公務員法第6節の2、職員の退職管理に関する条例及び要綱の規定を理解するとともに、次の各号に掲げる事項に同意のうえ、求人情報の登録をす

ることができる。

- (1) 求人情報の登録の際に提示した報酬（給与）の額を増額しないこと
- (2) 求人情報の登録の際に提示した雇用期間を延長しないこと
- (3) 雇用期間は、65歳に達した日の属する年度末を超えないものとする
- (4) 前3号により難い特別な事情があるときは、あらかじめ人事課に協議すること

2 求人団体等は、求人票（様式第2号）に必要事項を記入し、人事課あてに電子申請又は郵送等により、随時、提出するものとする。

3 登録期間は、求人票（様式第2号）が提出されてから1年間とし、再就職が内定した場合は随時抹消することとする。

（求人団体等への要請）

第5条 県は求人団体等に対し、再就職した県退職者に、退職金、功労金その他これに準ずるものを支給しないよう要請するものとする。

（情報提供の手続）

第6条 求人団体等から求人票が提出されたときは、キャリアバンクにおいて登録されている人材情報の中から、求人の要件に合う人材を抽出し、人材情報を提供することとする。

2 前項の人材情報の提供を行った場合は、当該人材情報登録者に対して、求人情報を提供するものとする。

3 当該求人団体等及び当該人材情報登録者が面接等を希望する場合は、以後は双方が日程を調整して面接等を実施するものとする。

4 人材情報登録者は、面接を実施した時は、面接結果報告書（様式第3号）に必要事項を記入し、所属長及び総務室等を経由して、速やかに人事課に提出するものとする。

（再就職後の状況把握）

第7条 県は求人団体等に対し、再就職した県退職者の当該求人団体等における報酬（給与）の額及び雇用期間等について、報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月14日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年10月20日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の神奈川県退職者キャリアバンク実施要領の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものについては、なお当分の間、使用することができる。

附 則

1 この要領は、令和5年10月12日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の神奈川県退職者キャリアバンク実施要領の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものについては、なお当分の間、使用することができる。

(様式第1号)

人材情報登録申込書

令和 年 月 日

神奈川県退職者キャリアバンク実施要領第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

ふりがな			性別		生年月日 (期末年齢)	昭和 年 月 日生
氏名						
住所 連絡先	〒 —		() —			
最寄駅	線		駅		分	分
現在の 勤務先	団体・所属名					
	職名					
	電話	() —	メールアドレス			
主な職歴	年 月		所 属 ・ 職			
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
県在職時の 情報	職種		採用 年度	年度	退職時の 職位	
					役職定年前の 職位(該当の 場合のみ)	
資格免許						
健康状態	健康状態	<input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや悪い <input type="checkbox"/> 悪い				
	治療中病名					
	既往症					
自己PR						

【 再就職に関する希望条件等 】

勤務地	(市町村名)					
雇用期間	年間 (又は 歳まで)					
勤務形態	変則勤務 の可否	①土日 祝日勤務		②早番遅番 勤務		③交替制 勤務
特記事項						

(様式第2号)

求人票

令和 年 月 日

神奈川県退職者キャリアバンク実施要領第4条第1項各号に掲げる事項に同意のうえ、同条第2項の規定に基づき、次のとおり提出します。

【法人の概要】										
法人の名称										
代表者の役職名										
代表者の氏名										
所在地	郵便番号				電話番号					
	住所									
事業内容										
役員数	役員	常勤	人	非常勤	人	職員数	常勤	人	非常勤	人
【求人の内容】										
雇用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
役職名				役員任期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
職務内容										
職種	その他の内容									
求める知識・経験等	※退職時(又は役職定年前)の役職について、希望があれば記入してください									
必要な資格・免許等										
勤務場所	郵便番号				電話番号					
	住所									
勤務形態	常勤・非常勤の別				非常勤の場合、1週当たりの勤務時間数	時間				
	変則勤務	交替制			土日祝日勤務			早番遅番勤務		
	勤務時間	①	時	分	~	時	分			
		②	時	分	~	時	分			
③		時	分	~	時	分				
給与等の条件	給料	月額			円	年額①	円			
	期末勤勉手当	月数			月	年額②	円			
	調整手当	月額			円	年額③	円			
	管理職手当	月額			円	年額④	円			
	年収見込み(税込)		(年額①~④の計)			円				
採用時期にかかわらず、年間を通じて雇用した場合で記入	退職手当				支給基準					
	通勤手当				住居手当			扶養手当		
	その他手当				内容					
	社会保険	健康保険				その他の内容				
		年金				その他の内容				
雇用保険										
特記事項										
【法人担当者】										
担当者名										
担当者所属名										
担当者役職名										
連絡当先者	郵便番号				電話番号	F A X				
	住所									
	E-mail									

(様式第3号)

令和 年 月 日

総務局組織人材部人事課長 殿
(各局総務室 経由)

所 属

職・氏名

面接結果報告書

神奈川県退職者キャリアバンク実施要領第6条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 求人団体等の名称、事業所名、所在地

名称、事業所名	
所 在 地	〒 住 所 電 話

2. 面接結果（該当を○で囲んでください）

① 再就職内定

② 不採用

⇒ 以下(1)～(4)に記入をお願いします。

⇒ 記入は以上です。

(1) 再就職内定先の役職名

(2) 再就職内定先の職務内容

(3) 採用予定日

令和 年 月 日 採用予定

(4) 採用面接の結果、求人票の条件で変更があった項目とその内容

※ 管理職手当受給者だった方（役職定年等により退職時に管理手当受給者でなくなった者を含む）は、県退職後2年間に再就職した場合は、この報告とは別に、退職管理条例第3条に基づき届出が必要です。